



▲暑い夏は涼しい福祉センターでひとときを

議員 高齢化が急激に進む中で、孤立しがちな介護予防すべき方々を支えるシステムをつくるのが、本市の課題の一つではないか。高齢者の現状は。

福祉部長 65歳以上の高齢者数1万2434人（平成16年6月1日現在）で、高齢化率10・91%、高齢者単独世帯数2225世帯、高齢者夫婦世帯数2365世帯、痴呆性高齢者は推計で800人前後とされます。

議員 高齢者単独、夫婦等の安否を確認する体制は。また、利用したい場合の窓口と知る方法は。

議員 高齢者単独、夫婦等の安否を確認する体制は。また、利用したい場合の窓口と知る方法は。

高齢者の福祉と安全・安心の体制は

斎藤 直子 議員

福祉部長 本市在宅福祉サービスでは、緊急時連絡システム、配食サービス、生活援助活動員等の派遣、愛の一声運動等があります。ご利用方法は、庁舎長寿介護課内に、基幹型在宅介護支援センター窓口があります。

議員 高齢者の安全・安心を確保する相談体制は。

福祉部長 相談窓口は、市内6カ所にある在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所が中心で、今後の課題として、民生委員、地域型在宅支援センター、介護支援専門員、病院・診療所等の関係機関に、ネットワークを構築し、相談体制を整備したいと思っております。

議員 三二FM局を開設し、安否確認利用を提案。「福祉の駅」構想は。

議員 三二FM局を開設し、安否確認利用を提案。「福祉の駅」構想は。

議員 傾聴ボランティア等、高齢者が高齢者を支えるシステムも含め「福祉の駅」構想の早期整備を要望。

議員 傾聴ボランティア等、高齢者が高齢者を支えるシステムも含め「福祉の駅」構想の早期整備を要望。

討論

提出された議案審議の最終段階で、賛成や反対の意見を述べることを「討論」といいます。本定例会の最終日に、次の議案および請願に対して討論が行われ、採決の結果、条例については原案どおりに可決、請願については不採択となりました。その要旨はつぎのとおりです。

戸田市税条例の一部を改正する条例

日本共産党 庄司 慎 議員

今回の市税条例の改正は、国から地方への財政支出大幅削減のもと、地方自治体と住民の負担で穴埋めを行うための「改正」が中心となつていきます。個人市民税均等割りの引き上げ、生計同一の妻に対する非課税措置の廃止、老年者控除の廃止など、大幅な市民負担増となっております。今回の改正のうち市民への影響額の最も大きなものが老年者控除の廃止で、今、高齢者の

賛成

平成会 斎藤 直子 議員

生活は、年金が引き下げられる中、介護保険料の引き上げ、医療費の負担増など厳しい生活実態となつており、市税条例の改正は、高齢者の暮らしをさらに追い詰めるものであり、到底認めることはできません。

賛成

日本共産党 岡崎 郁子 議員

消費税大増税反対に関する請願

消費税は、所得にかかわらず、生活にかかわるあらゆる分野を一律に課税の対象とするもので、所得の低い人ほど、その負担割合が大きくなる、非民主主義的で不公平な税制です。加えて問題なのは、逆進性の高い消費税が、打ち出の小づちのように簡単に財政を生み出す道具として、それも、大企業減税の穴埋めと、むだ遣いによる財政赤字の穴埋めのために利用されることです。日本の企業の税と社会保障の負担は、ヨーロッパ諸国の5割から7割にすぎません。消費税を増税する前に、利益を上げていく大企業に応分の負担を求めるべきであり、財政赤字を解消するためには、むだな大型公共事業にメスを入れるべきです。市民の暮らしを守る自治体議会として、国に意見を上げるのは当然のことです。

意見書を提出

今定例会では、議員提出議案として2件の意見書が提出され、可決されましたので、その要旨を掲載します。なお、2件の意見書は、それぞれの関係機関に送付しました。

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

平成16年度の税源移譲について、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行政運営に致命的な打撃を与えている。

三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、以下の実現を強く求める。

- 1. 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。
2. 税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税

源移譲を先行決定し、実施すること。
3. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。

4. 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行政運営に支障が生ずることがないように対処すること。

森林の保全再生を求める意見書
森林は、二酸化炭素を吸収して、酸素を大気へ供給するとともに、雨水を一定期間保つ保水能力があり、バランスのとれた国土の保

全を図る上で、重要な役割を果たしている。
終戦直後、木材生産を増やすために杉が大量に植林され、現在、伐採時期を迎えている。しかし、価格の安い外国産木材が大量に輸入されているため、国内産木材は売れず、多くの森林は間伐・枝打ちがされないまま放置され荒廃している。こうした森林では、降った雨水が一挙に川に流れ出るため、洪水の危険度が増すとともに、表土も流れ出るために川の汚染の原因にもなる。

健全な国土の保全のためには、森林の間伐・枝打ち・伐採、植林など、森林の木材サイクルを保つ必要がある。国内産木材の利用を増やし、木材サイクルを円滑に進められるようにするため、以下の対策を求める。
1. 国産材利用促進のための諸施策を講ずること。
2. 国有林・県有林の間伐・枝打ちは、国・県の責任で行うこと。
3. 民有林の間伐・枝打ちを促進するため、補助制度をつくること。

お知らせ板

請願のしくみ

市民の皆さんが、市政などについて市議会に要望できる制度です。定例会開会日の3日前までに提出された請願は、その定例会中に審査されます。

(請願様式)

請願書様式表。件名、要旨、理由、提出日、提出場所、提出者、紹介議員、住所、氏名、電話、他名などの欄がある。

請願書の書き方

- 1. 請願は紹介議員が必要です(1人でも可)。
2. 要旨や理由は、簡単明瞭に記載してください。
3. 場所を指定するものは、略図などを添付してください。
4. 請願の提出は、1項目ごとに。2項目以上あるときは、1項目ごとに分けて提出してください。
5. 陳情は議場配布のみとなります。なお、郵送による陳情は、受け付けていません。

本会議と委員会の傍聴

本会議

本会議場には、一般傍聴席が53席(車いす席2席含む)が設けられています。市役所8階の傍聴席入口にある受付簿に住所・氏名などを記入すれば、だれでも傍聴ができます。

聴覚障害のある人のために、一般質問を手話通訳によって傍聴することもできますので、あらかじめご来庁の日時がわかれば、議会事務局までご連絡ください。

また、車いすで傍聴をご希望の方は、係員がご案内します。

常任委員会

議会では、市民に開かれた議会を目指して、平成15年12月定例会から、常任委員会での議案・請願の審査について公開しています。傍聴席数は、各委員会とも一般用5席です。

委員会の開催時間は、原則として午前10時からで、傍聴の受け付けは1時間前から行い、30分前の時点で定員を超えた場合は抽選となります。なお、開催時間が都合により変更された場合は、その1時間前から受け付けを開始します。

議会事務局 ☎441-1800 (内線524)